



# 鳥取県公報

令和5年2月7日(火)  
号外第9号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出(55) (企業支援課) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第55号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホープタウン  
米子市米原二丁目1-1
- 2 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 12,662平方メートル  
変更後 12,499平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 6の書類に記載のとおり  
イ 収容台数  
変更前 993台  
変更後 857台
  - (3) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時  
変更後 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時30分から午後9時30分まで  
変更後 午前9時30分から午後8時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(ア) 出入口の数  
変更前 7か所  
変更後 6か所  
(イ) 位置 6の書類に記載のとおり
- 3 変更する年月日  
平成13年1月1日ほか
- 4 届出年月日  
令和4年12月28日
- 5 2の変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社etto 代表取締役 山本 昌範  
米子市米原五丁目2-25
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
  - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐輪場の位置及び収容台数

- (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
- (イ) 収容台数 130台
- イ 荷さばき施設の位置及び面積
  - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
  - (イ) 面積 196.02平方メートル
- ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
  - (イ) 容量 79.75立方メートル
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後6時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
令和5年2月7日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。